

新旧対照表
(使用料規程_2024年1月30日変更届出)

今回届け出る規程		現行規程	変更理由
P2	目次	—	新設
P3	<p>第2条（著作物の使用区分）</p> <p><u>(7) インターネットにおける公衆送信、複製使用及び譲渡</u> <u>著作物を、インターネットを用いて公衆送信すること。または公衆送信のための複製及び譲渡すること。</u></p> <p><u>(8) テレビ放送及び動画番組のインターネットにおける公衆送信、複製使用及び譲渡</u> <u>著作物を、テレビ放送（地上波・BS・CS）、有線テレビ放送、ケーブルテレビ放送、その他テレビ放送及びインターネット配信を用いて公衆送信すること。または公衆送信のための複製及び譲渡すること。</u></p>	—	新設
P4	<p>第3条（著作物の使用料：使用区分（1）～（7））</p> <p><u>著作物の使用区分（1）～（7）における著作物の使用料は、従量要素（B：使用規模とC：公開範囲の合計）とD：性格要素を乗じた金額に、A：基本要素とE：創作活動応援費／運用費を合算したものとし、各算出方法は次のとおりとする。</u> <u>（下図参照）</u>なお、本規程で定める使用料は、円単位とし、1円未満の端数が生じた場合は1円未満の端数を切り捨てる。また、本規程で定める使用料に消費税は含まれていない。</p>	<p>第3条（著作物の使用料）</p> <p>著作物の使用料は、従量要素（B：使用規模とC：公開範囲の合計）とD：性格要素を乗じた金額に、A：基本要素とE：創作応援分配費／運用費を合算したものとし、各算出方法は次のとおりとする。なお、本規程で定める使用料は、円単位とし、1円未満の端数が生じた場合は1円未満の端数を切り捨てる。また、本規程で定める使用料に消費税は含まれていない。</p>	<p>著作物の使用区分（8）の「テレビ放送および動画番組のインターネットにおける公衆送信、複製使用及び譲渡」のみ（1）～（7）と使用料の算出方法が違うことが確認できるよう表記を修正した。</p>

今回届け出る規程		現行規程	変更理由										
P8	<p>第3条（著作物の使用料：使用区分） <著作物使用料率表></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第2条 (著作物の使用区分)</th> <th>使用目的</th> <th>詳細</th> <th>A2：著作物 使用料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(7) インターネット における公衆送 信、複製使用及 び譲渡</td> <td>① インターネッ トにおける使 用及び複製使 用</td> <td>著作物を、インターネットを用い て公衆送信すること。または公衆 送信のための複製及び譲渡するこ と。</td> <td rowspan="2">18%</td> </tr> <tr> <td>具体例</td> <td>サイト、パナー、SNS、アプ リ、ソフトウェア等</td> </tr> </tbody> </table>	第2条 (著作物の使用区分)	使用目的	詳細	A2：著作物 使用料率	(7) インターネット における公衆送 信、複製使用及 び譲渡	① インターネッ トにおける使 用及び複製使 用	著作物を、インターネットを用い て公衆送信すること。または公衆 送信のための複製及び譲渡するこ と。	18%	具体例	サイト、パナー、SNS、アプ リ、ソフトウェア等	<p>第3条（著作物の使用料：使用区分） <作品使用料率表></p>	<p>第3条の説明で使われている 文言「著作物」とその下の 表のタイトルとして使われ ている文言「作品」が同じ 意味であることから、第3条 の説明で使われている文言 「著作物」に合わせたため</p>
第2条 (著作物の使用区分)	使用目的	詳細	A2：著作物 使用料率										
(7) インターネット における公衆送 信、複製使用及 び譲渡	① インターネッ トにおける使 用及び複製使 用	著作物を、インターネットを用い て公衆送信すること。または公衆 送信のための複製及び譲渡するこ と。	18%										
	具体例	サイト、パナー、SNS、アプ リ、ソフトウェア等											
P10	E：創作活動応援費/運用費	E：創作応援分配費/運用費	<p>経済的支援に単に分配する というよりも「応援する」 という意味合いが強くなる ことを明確にするため</p>										
P11	<p>第3条（著作物の使用料：使用区分） <著作物の使用料：使用区分（8）></p> <p>著作物の使用区分（8）における著作物の使用料は、第3条（著作物の 使用料）の、A：基本要素、B：使用規模、C：公開範囲、D：性格要素の計 算要素を使用せず、ア：動画利用作品数の金額に、イ：動画利用目的の料 率と、ウ：動画利用放送方法の料率を乗じた金額に、エ：創作活動応援費 /運用費を加算したものとする。</p> <p>なお、動画の再放送における著作物の使用料は、著作物の使用区分 （8）の著作物の使用料の10%の金額とする。</p>	—	<p>新設</p>										

今回届け出る規程		現行規程	変更理由																
P11 ～ P12	<p>第3条（著作物の使用料：使用区分） <基本使用料表：使用区分（8）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第2条^① (著作物の使用区分)</th> <th>使用目的^②</th> <th>詳細^③</th> <th>A2：著作物使用料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(8) テレビ放送及び動画番組等のインターネットにおける公衆送信、複製使用及び譲渡^④</td> <td>①テレビ放送及び動画番組等のインターネットにおける使用及び複製使用^⑤</td> <td>著作物を、テレビ放送（地上波・BS・CS）、有線テレビ放送、ケーブルテレビ放送、その他テレビ放送及びインターネット配信を用いて公衆送信すること。または公衆送信のための複製及び譲渡すること。^⑥</td> <td rowspan="2"><著作物の使用区分（8）の著作権使用料の計算方法>に記載の計算とする。^⑦</td> </tr> <tr> <td>具体例^⑧</td> <td>テレビ、ネット配信等での動画、番組、CM等^⑨</td> </tr> </tbody> </table>	第2条 ^① (著作物の使用区分)	使用目的 ^②	詳細 ^③	A2：著作物使用料率	(8) テレビ放送及び動画番組等のインターネットにおける公衆送信、複製使用及び譲渡 ^④	①テレビ放送及び動画番組等のインターネットにおける使用及び複製使用 ^⑤	著作物を、テレビ放送（地上波・BS・CS）、有線テレビ放送、ケーブルテレビ放送、その他テレビ放送及びインターネット配信を用いて公衆送信すること。または公衆送信のための複製及び譲渡すること。 ^⑥	<著作物の使用区分（8）の著作権使用料の計算方法>に記載の計算とする。 ^⑦	具体例 ^⑧	テレビ、ネット配信等での動画、番組、CM等 ^⑨	—	新設						
第2条 ^① (著作物の使用区分)	使用目的 ^②	詳細 ^③	A2：著作物使用料率																
(8) テレビ放送及び動画番組等のインターネットにおける公衆送信、複製使用及び譲渡 ^④	①テレビ放送及び動画番組等のインターネットにおける使用及び複製使用 ^⑤	著作物を、テレビ放送（地上波・BS・CS）、有線テレビ放送、ケーブルテレビ放送、その他テレビ放送及びインターネット配信を用いて公衆送信すること。または公衆送信のための複製及び譲渡すること。 ^⑥	<著作物の使用区分（8）の著作権使用料の計算方法>に記載の計算とする。 ^⑦																
	具体例 ^⑧	テレビ、ネット配信等での動画、番組、CM等 ^⑨																	
P11 ～ P12	<p><著作物の使用区分（8）の著作権使用料の計算方法></p> $\left(\begin{array}{c} \text{ア：動画利用} \\ \text{作品数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{イ：動画利用} \\ \text{目的} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{ウ：動画利用} \\ \text{放送方法} \end{array} \right) + \begin{array}{c} \text{エ：創作活動応援費} \\ \text{/運用費} \end{array}$ <p><u>ア：動画利用作品数</u> 動画1放送毎に、動画に使用される作品1点あたり1000円として計算する。</p> <p><u>イ：動画利用目的</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用目的</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送番組における著作物の利用</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>商業広告における著作物の利用</td> <td>200%</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ウ：動画利用放送方法</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用目的</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上波地域向け放送</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>地上波全国放送</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>衛星放送等</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>インターネット放送等</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	利用目的	料率	放送番組における著作物の利用	100%	商業広告における著作物の利用	200%	利用目的	料率	地上波地域向け放送	20%	地上波全国放送	100%	衛星放送等	50%	インターネット放送等	10%	—	新設
利用目的	料率																		
放送番組における著作物の利用	100%																		
商業広告における著作物の利用	200%																		
利用目的	料率																		
地上波地域向け放送	20%																		
地上波全国放送	100%																		
衛星放送等	50%																		
インターネット放送等	10%																		

今回届け出る規程		現行規程	変更理由
P12	<u><著作物の使用区分（８）の著作権使用料の計算方法：再放送> 動画の再放送における、著作物の使用区分（８）の著作物の使用料の 10%の金額とする。</u>	—	新設
P12	<u>工：創作活動応援費/運用費</u>	—	新設
P13	<u>附 則（実施の日） この使用料規程のうち、第２条（著作物の使用区分）（７）インターネット における公衆送信、複製使用及び譲渡、及び（８）テレビ放送及び動画 番組等のインターネットにおける公衆送信、複製使用及び譲渡に関する規 程については令和6年3月1日から実施する。</u>		今回の第2条、（7） （8）の追加により新設

以上